

# いわき市情報公開条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政情報の開示（第5条—第18条）
- 第3章 情報提供の推進等（第19条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条—第24条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、行政情報の開示及び情報提供の推進等に関し必要な事項を定めることにより、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、図書館、資料館その他の市の施設において市民の利用に供することを目的として管理されているものを除く。
- (3) 開示 次章に定めるところにより内容を明らかにして示すことをいう。

### （解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の開示を請求する市民の権利を十分に尊重しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

### （適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政情報の開示を請求しようとするものは、この条

例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 行政情報の開示

(請求権者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政情報の開示を請求することができる。

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項その他市長が定める事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政情報の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求者に対し、当該行政情報について開示をしなければならない。

(1) 法令の規定により開示をすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条

第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 開示をすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共団体（次号において「市の機関等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ  
(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報(第7条第1号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合において、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該不開示情報について開示をすることができる。

(行政情報の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報について開示をすることとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する決定(以下「開示等決定」という。)をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示等決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該開示等決定の内容及び必要な事項を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部について開示をしない旨の開示等決定をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該開示等決定により開示をしないこととされた情報について、その開示をすることができるようになる期日が明らかであるときは、請求者に対し、当該期日を前項の書面により併せて通知しなければならない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により第1項に規定する期間内に開示

等決定をすることができないときは、第1項の規定にかかわらず、必要な限度において当該期間を延長することができる。この場合において、当該実施機関は、速やかに、請求者に対し、同項に規定する期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。

5 実施機関は、前条の規定により開示請求を拒否するとき又は開示請求に係る行政情報が存在しないときは、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

6 実施機関は、開示請求に係る行政情報に当該実施機関及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示等決定をするに際し、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示の実施）

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部について開示をする旨の開示等決定をしたときは、遅滞なく、当該開示等決定に基づく行政情報の開示を実施しなければならない。

2 行政情報の開示を実施する日時及び場所は、実施機関が指定する。

3 行政情報の開示を実施する方法は、閲覧、写しの交付その他の行政情報の形態に応じて市長が規則で定める方法とする。

（費用負担）

第13条 行政情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 写しの交付により行政情報の開示を受ける請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第14条 開示等決定又は開示請求に対する不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査請求に関する手続）

第15条 開示等決定又は開示請求に対する不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく、いわき市行政不服審査会（いわき市行政不服審査条例（平成28年いわき市条例第5号）第5条に規定する審査会をいう。）に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとするとき。ただし、第11条第6項の規定により意見を聴いた第三者から当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）が提

出されている場合を除く。

(諮問をした旨の通知)

第 16 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(他の制度との調整)

第 17 条 行政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる手続に関し別段の定めがある場合における当該行政情報の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、その定めるところによる。

(適用区分)

第 18 条 この章の規定は、平成 8 年 3 月 31 日以前に実施機関が作成し、又は取得した行政情報（保存期間が永年であるものを除く。）については、適用しない。

### 第 3 章 情報提供の推進等

(実施機関の情報提供の推進)

第 19 条 実施機関は、前章に定める行政情報の開示のほか、その保有する情報を積極的に市民に提供するように努めなければならない。

2 実施機関は、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得ることができるようにするため、広報活動の充実その他の情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

(出資法人等の情報公開の促進)

第 20 条 市長は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人等において、この条例の規定の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開が推進されるようにするため、当該法人等に対する指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第 21 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、公の施設の管理を行うに当たり取り扱う情報に関し、この条例の規定の趣旨にのっとり、当該情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の情報であって実施機関が保有していないものについて必要があると認めるときは、指定管理者に対し、当該情報の提供を求めるものとする。

## 第4章 雑則

### (検索資料の作成)

第22条 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、これを一般の利用に供しなければならない。

### (実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年1回、行政情報の開示の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

### (委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

### 附 則 (平成16年6月24日いわき市条例第23号)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行前に改正前のいわき市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりされた開示請求については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第13条に規定するいわき市情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、いわき市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年いわき市条例第21号）第2条に規定するいわき市情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開・個人情報保護審査会」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について情報公開審査会がした調査審議の手続は情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

### 附 則

この条例は、平成17年12月22日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### (いわき市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する（中略）第4条の規定による改正前のいわき市情報公開条例（中略）（以下この項において「改正前の条例」と総称する。）の規定により市長がした処分その他の行為又は現に改正前の条例の規定により市長に対してされている申請

その他の行為は、それぞれ（中略）第4条の規定による改正後のいわき市情報公開条例（中略）の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前にされた第5条の規定による改正前のいわき市情報公開条例第11条第1項に規定する開示等決定に係る不服申立てについては、第5条の規定によるいわき市情報公開条例第14条の改正規定（いわき市行政不服審査会に係る部分に限る。）を除き、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。